

〔研究ノート〕

「存在価値」から考える埋蔵文化財（遺跡） に関する行政的な取り組みについて

——大阪府河内長野市を事例として——

和 泉 大 樹

I はじめに

現在、観光振興や地域づくりというコンテクストにおける埋蔵文化財(遺跡)¹⁾の活用というテーマで研究を進めているが、その中で、「そもそも、文化財の「活用」とは、その管理者のみに権利のある閉ざされた行為ではなく、様々なアクター(行為主体)によってなされても良い行為である。この観点からは、様々なアクター(行為主体)が様々な目的で「活用」することが可能な状況に整えておく必要があるのではないかと考えられる。(中略)活用対象である文化財の内容が地域において理解・浸透していること、歴史ファンのみでなく様々なアクター(行為主体)が活用の可能性を感じることができるよう可能性が提示されていることなどが必要であると考えられる。加えて、様々なアクター(行為主体)により様々な「活用」がなされても文化財に損傷や消失などのリスクがなく、恒久的に文化財を保護・活用できることが担保されなければならない。すなわち、活動資源、教育資源、事業資源、観光資源など、埋蔵文化財(遺跡)を活用資源化する前段階として地域の中でしっかりと理解され地域資源として確立する地域資源化というプロセスを経る必要があるのではないかと²⁾と論じたことがある。そして、「地域資源化」というプロセスを牽引するのは地方公共団体(行政)が適任ではないかと結論している。すなわち、埋蔵文化財(遺跡)を様々なアクター(行為主体)が活用する前段階として、活用されることを顕著に意識して、①地域においてどの

ような埋蔵文化財(遺跡)であるかが理解されていること、②その存在が地域において浸透していること、③様々なアクター(行為主体)が活用の可能性を感じることができるよう可能性が提示されていることの3つを柱とする「地域資源化」のプロセスを地方公共団体(行政)が中心になって展開することが必要なのではないかと考えているのである。

また、地方公共団体(行政)における文化財担当部署は「遺跡」の価値を「存在」に見出し、その他のアクター(行為主体)はその価値を「利用」に見出すという価値認識の異なりが見られ、「存在」への意識の向上により適切な「利用」を生じさせ、適切な「利用」が活発になれば「存在」への意識がより向上するという相乗性の高まりを見出すことができれば、理想的な展開である³⁾と、価値均衡のとれた展開の重要性について指摘した。

このような思考からは、筆者の考える「地域資源化」のプロセスの、①地域においてどのような埋蔵文化財(遺跡)であるかが理解されていること、②その存在が地域において浸透していること、の2者がその「存在」を顕著に意識した取り組みに当たると考えられる。

本稿では、このような問題意識を踏まえ、実際に地方公共団体(行政)における文化財担当部署が、埋蔵文化財(遺跡)の価値をその「存在」に見出しながら、どのような行政展開を行っているのかについて整理し、若干の考察を加えたいと思う。

なお、本稿では、その目的を達成するために、

大阪府河内長野市に所在する埋蔵文化財(遺跡)や、現在、筆者が調査を進めている山梨県南アルプス市の埋蔵文化財(遺跡)の事例を取り上げながら論じることとする。

Ⅱ 大阪府河内長野市における埋蔵文化財(遺跡)の保存措置について

ここでは大阪府河内長野市に所在する複数の埋蔵文化財(遺跡)を取り上げて、実際に地方公共団体(行政)における文化財担当部署が、埋蔵文化財(遺跡)の価値をその「存在」に見出しながら、どのような行政展開を行っているのかについて整理してみたい。本稿で事例として取り上げる埋蔵文化財(遺跡)は、大師山古墳(4世紀後半)・大日寺古墳(7世紀初頭)・三日市古墳群第10号墳(6世紀後半)・三日市遺跡(弥生時代中期の竪穴住居跡)・塚穴古墳(近世にも墓地利用)である。これらは、「その存在を示すための石柱が建てられている」、「発見された場所から移築し、復元されている」、「現地にて保存されている」など、その「存在」を主張するために、何らかの措置が取られている遺跡(埋蔵文化財)である。各々により、取られた保存措置が異なることから、まずは、その保存措置について分類・整理することとする。

1) 大師山古墳(河内長野市日東町)

タイプA:すでに遺構などは消滅しており、石柱碑により、その「存在」を主張するタイプ

大師山古墳は、河内長野市日東町の丘陵の西端部に所在した古墳である。昭和5年(1930)、大師山と呼ばれていた山の山頂で大師堂の再建工事中に古墳の副葬品が出土したため、翌年、発掘調査がなされ、直径約60mを測る円墳であることが推定された。この時、内行花文鏡・石製紡錘車・石釧・鍬形石・車輪石・管玉などが出土している。遺物から、その築造年代は4世紀後半であると考えられている。昭和44年



写真1 大師山古墳跡の石柱(筆者撮影)

(1969)に実施された2度目の発掘調査では、埋葬施設に粘土槨をもつ割竹形木管であった可能性、古墳が円墳ではなく全長52m・後円部径30m・前方部幅25mを測る市内最大級の前方後円墳であることが改めて確認された。2度の発掘調査の結果、権力の象徴と考えられている銅鏡や多くの石製品、とりわけ、車輪石などの石製の腕輪が多数出土したことは、大きな特徴であり、「当時、銅鏡や石製品は簡単に作ったり手に入れたりできるものではなく、大和政権が製作しその支配下の豪族に配ったものである。そのことから、三日市で活動していた人物は、早くから大和政権とつながりを持っていたことが考えられる」⁴⁾と論じているように、当該地域を治めていた豪族の墓であることが推定される古墳である。

宅地造成により、大師山古墳は消滅してしまっているが、住宅地内の楠台第1公園には「大師山古墳跡地」と刻まれた石柱形の顕彰碑が建てられており、かつてこの地に、大和政権との関わりが推定される市内最大級の前方後円墳が屹立していたという地域の歴史をかるうじて今日に伝えている。【写真1】

Mar. 2018 「存在価値」から考える埋蔵文化財(遺跡)に関する行政的な取り組みについて

2) 大日寺古墳(河内長野市喜多町)

三日市古墳群10号墳(河内長野市中片添町)

タイプB1: 発見された場所から付近の別の場所へ遺構を移築・復元して、その「存在」を主張するタイプ

大日寺古墳は、河内長野市喜多町、石川と天見川の合流点付近に所在する7世紀初頭につくられた古墳である。

古墳の埋葬施設である横穴式石室の上部についてはすでに破壊されていたが、石室下部が残存していた。石棺を安置する空間である玄室は長さ2.35m・幅1.3m、羨道部については、長さ0.88m・幅0.84mを測る。なお、7世紀初頭から9世紀までの間に追葬が3回行われたことが明らかになっている。発掘調査の報告書では、「6世紀後半代から7世紀初頭にかけての須恵器がST1(当該古墳を示す調査記号)から離れた場所からも出土した。このような状況と小型の古墳が単独で存在することがまれなことを勘案すると、未調査の区域や後の時代に著しく整地された地点に同様の古墳が存在していた可能性を指摘できる。古墳時代後期では墓域と居住域は一定の距離をもって存在している場合が常であり、周辺の喜多町遺跡からは当該時期の住居跡が検出されているので、これがその候補になろう⁵⁾とまとめており、他にも複数の古墳が存在した可能性やこれらの古墳を営んだ集団の居住空間について言及している。

大日寺古墳の横穴式石室は、公的施設である長野中継ポンプ場の敷地内に移築・復元されているが、施設の敷地内にあるため、通常は柵の外側から見学するにとどまる。【写真2】

三日市古墳群10号墳は、河内長野市三日市町・中片添町・東片添町に所在する三日市遺跡内にある三日市古墳群と呼称されている群集墳のうちの1基である。群集墳とは小規模な古墳が密に集中して群となるもので、古墳時代中期から終末期にかけて各地でつくられた。なお、

群集墳は当該地域の有力者一族の墓地だと考えるのが一般である。

三日市古墳群については、昭和60年(1985)から昭和62年(1987)及び平成4年(1992)に発掘調査がなされており、円墳が8基、方墳が4基、堅穴系の石室をもつ古墳が4基、土坑墓が5基、形状が不明瞭な古墳1基の合計22基の古墳により形成されていることが明らかになっている。なお、これらの古墳については、出土遺物により、4世紀から7世紀前半の年代が与えられている。

三日市古墳群は、古墳からの出土遺物にも注目に値するものがある。形状が不明瞭な3号墳からは、朝顔形も含めた多くの円筒埴輪や鶏形埴輪・靱形埴輪・盾形埴輪などの形象埴輪が出土している。円墳である13号墳からは、残存長約85cmを測る円頭柄頭大刀や馬具などの鉄製品、耳環などの装飾品が出土している。

移築・復元されている三日市古墳群10号墳は、6世紀後半につくられた古墳で、墳丘については発掘調査時には、すでに破壊されていた。周囲に4mの周溝がめぐる直径14mの円墳で、埋葬施設は横穴式石室で、棺を納める空間である玄室は長さ3.9m・幅1.9m、玄室への通路である羨道は長さ3.3m・幅1.05mを測る。なお、棺については木棺であったため朽ちたのか未確認である。出土遺物では馬の鞍や手綱に付す道具である壺あぶみや圭頭柄頭大刀などの遺物が出土しており、「被葬者が武人的な性格を持ち、このころ大和に成立した政権と深い関わりがあったと思われます⁶⁾と評価される。なお、装飾大刀は、大阪府下でもあまり出土例がなく希少性がある。

10号墳については、実際の検出地点から約500m離れた場所にある中片添町の第2公園に移築復元され、現地の説明板には「この古墳は市内で調査が行われた古墳の中でもっとも残りが良いものです。また、古墳の研究上重要資料であり、河内長野市に住む私達の祖先の歴史を知る上で貴重なものです⁷⁾と当該古墳が保存すべき古墳であることを記している。【写真3】



写真2 移築・復元された大日寺古墳(筆者撮影)



写真3 移築・復元された三日市古墳群10号墳(筆者撮影)

Mar. 2018 「存在価値」から考える埋蔵文化財(遺跡)に関する行政的な取り組みについて

3) 三日市遺跡(河内長野市三日市町)

タイプB2: 発見された場所から河内長野市立ふるさと歴史学習館へ遺構を移築・復元して、その「存在」を主張するタイプ

三日市遺跡は、河内長野市三日市町に所在する遺跡で、特定区画整理事業に伴って昭和60年(1985)から発掘調査が実施された。移築された竪穴住居跡は弥生時代中期の所産で、南海高野線三日市駅の南東、石見川が形成した河岸段丘上において検出された。住居跡の直径は約5.5m、深さ0.35mを測り、住居跡の壁際には幅0.15m、深さ0.12mの溝が検出されている。住居跡の中央部分には炉が配されており、その両側には柱穴が2ヶ所ずつ検出されている。「内側の柱の穴は炉に向かって約55度傾いています。おそらく、これに納められた柱は炉の真上で約1.4m位で交差するようです。この様な柱穴をもつ例はめずらしいものです⁸⁾」という希少性のある住居跡であることが確認されている。この竪穴住居跡については、河内長野市高向に所在する地域の資料館である河内長野市立ふるさと歴史学習館に移築・復元され、野外展示されている。

河内長野市立ふるさと歴史学習館は、明治・大正・昭和の時代から、近世・中世・古代・原始における河内長野市域の歴史や文化を紹介する地域密着型の資料館である。小規模な館ではあるが、年に数回の企画展の開催、歴史講座の開講の他、勾玉・石包丁・土笛・車輪石・泥めんこ・綿の実ネックレス・紙型のしおりづくりなど、体験プログラムも充実しており、小学生児童を含め、地域住民の来館も少なくはない。また、市内の発掘調査の整理作業、出土遺物の保管などを行う施設でもある。

このように学習館へ移築、野外展示がなされた場合は、現地の公園などへ移築・復元されるよりも人目につきやすく、その管理業務にもさほど労力がかからない。【写真4】

4) 塚穴古墳(河内長野市上原町)

タイプC: 発見された場所で遺構を保存して、その「存在」を主張するタイプ

塚穴古墳は、河内長野市上原町に所在する上原遺跡内に所在する古墳である。上原遺跡は、旧石器時代から近世にかけて連綿と生活痕跡の確認できる複合遺跡であるが、その遺跡の東側に塚穴古墳は位置している。

塚穴古墳は横穴式石室をもつ古墳で、昭和60年度(1985年度)及び平成7・8年度(1995・96年度)の2度にわたり発掘調査が実施されている。昭和60年度(1985年度)の発掘調査においては、石室が近世に再構築されたことや五輪塔などの石造物が古墳に集積されている状況から信仰対象が祀られている場であることなどが明らかになっている。平成7・8年度(1995・96年度)の調査においては、石室の基本的な構造が明らかにされるとともに、「本次調査以前の塚穴古墳の性格についての認識は、古墳の東側を市内の七つ辻から天野山金剛寺に至る天野街道(河泉街道)が通っていることから、必然的に古墳の墳丘の周囲に墓碑や供養碑のため建立された別石、もしくは一石造りの五輪塔・宝篋印塔、地藏菩薩像、十三仏尊像などの信仰対象が混然と集められ、祀られているというものであった。しかし、本次調査では石室内で墓石のみならず火葬骨を納めた蔵骨器などを検出したことから、具体的に墓地としての性格を初めて確認できた。全国的に古墳の石室を再利用した例は多く、主に小祠や仏堂、墓地、護摩堂的仏堂等として利用されたものに分類される。いずれも古墳の横穴式石室内を後世に再利用しているものであるが、一旦解体し再構築された経緯を持つ古墳は他に例を見ない⁹⁾」という説明の通り、その希少性についても確認がなされた。

現在、塚穴古墳は、説明板と柵が設置されており、様々な石造物の集積とともに現地において保存されている。【写真5】



写真4 移築・復元された三日市遺跡の竪穴住居跡(筆者撮影)



写真5 現地にて保存された塚穴古墳(筆者撮影)

Ⅲ 埋蔵文化財(遺跡)の「存在」を意識した地方公共団体(行政)における取り組み

以上のように、大阪府河内長野市に所在する遺跡(埋蔵文化財)を取り上げて、その保存措置の手法により分類を試みた。ここでは、それをもとに考察を加えたい。

タイプA:すでに遺構などは消滅しており、石柱碑により、その「存在」を主張するタイプ

タイプB1:発見された場所から付近の別の場所へ遺構を移築・復元して、その「存在」を主張するタイプ

タイプB2:発見された場所から河内長野市立ふるさと歴史学習館へ遺構を移築・復元して、その「存在」を主張するタイプ

タイプC:発見された場所で遺構を保存して、その「存在」を主張するタイプ

タイプAは、すでに古墳という「存在」が消失しているが、河内長野市立ふるさと歴史学習館において、歴史体験メニュー「～大師山古墳から見つかった装飾品～滑石をけずって、けずって、けずって車輪石の形にします」という内容でプログラム化され、その「存在」を伝えている。この体験メニューは、材料費として300円を貰い受け、約120分の所要時間で提供されている¹⁰⁾。また、市が刊行する普及啓発冊子への記述が認められる。

タイプBは、発見された場所から別の場所へ移築・復元するタイプであり、現地においては、すでに遺跡や古墳が消滅している。そのため、消失した遺跡や古墳群の「存在」も背負う代表選手としての役割も担うことになる。なお、移築先が調査後に成立した建物の敷地内の空きスペースなどへ移築されるのか、また、資料館という人目につきやすい場所への移築なのか

よりB1タイプ・B2タイプと細かく分類した。B1タイプについては、視覚的に古墳を認識できるため、古墳があったという「存在」の認識はなされるが、説明板をしっかりと読まなければ、移築されていることに気付かずに、かつてこの場所に古墳があったと誤った認識がなされると考えられる。一方、B2タイプについては、学習館への入館者の目に付くこととなり、この堅穴住居跡の見学が目的ではない人にもその「存在」が注目される可能性がある。また、資料館敷地内という点から日常的な管理が行いやすいという利点もある。なお、B1タイプ・B2タイプともに、市が刊行する普及啓発冊子における記述が認められる。

タイプCについては、現地で保存されるため従来の立地を損なわない。周囲の町並みも変化しようとも当該古墳は変わらずその「存在」を主張し続ける。このタイプについても、市が刊行した普及啓発冊子への記述が認められる。

以上のように、タイプAについては、すでに大師山古墳という「存在」は消失しているものの、従来存在した地点に、石柱を建てるとともに、その古墳に特徴的であった石製腕輪である車輪石の多数出土という調査状況に依拠し、河内長野市立ふるさと歴史学習館において、体験プログラムのコンテンツの1つとして整えられ、その「存在」を継承させるという措置を取っている。また、市が刊行する冊子へ掲載して、普及啓発を行っている。タイプB1・タイプB2・タイプCについては、希少性のある遺構を保存し、その「存在」を形として守りながら、市が刊行する冊子への記述により、普及啓発を展開している。

このように、ここで取り上げた大師山古墳・大日寺古墳・三日市古墳群第10号墳・三日市遺跡・塚穴古墳については、それぞれにその保存措置の手法は異なるが、まず「存在」を何らかの形で「残す」という措置を取った上で、そのことを人々の「記憶にとどめ、学ぶ」べく、普及啓発活動を展開するといった共通する構図が看取



写真6 現地にて保存された3号掩体号(筆者撮影)

されるのである。

このような状況は各地に散見される。例えば、筆者が現地調査を行っている山梨県南アルプス市の戦争遺跡であるロタコを事例として取り上げよう¹¹⁾。

ロタコとは、第二次世界大戦の終戦直前に東京に所在した立川航空廠の機能を分散する目的で構築された秘匿飛行場である御勅使河原飛行場跡のことである。ロタコというその名称は秘匿という性格であったため、第2を表すイロハの口、立川の夕、航空廠のコ、すなわち、第2立川航空廠の暗号名であったと考えられている。ロタコは甲府盆地の西部、御勅使川扇状地の扇央部につくられたが、当該扇状地は面積約4,000ha、東西7.5km、南北約10kmに及ぶ広大なものであった。扇央部は、地下水水位が極端に低く、旱魃地帯を形成していたため、平坦で建物などの障害物が少なく、荒無地が広く残されており、飛行場を築くには理想的な地であつ

た。また、地下壕や飛行機を隠すのに都合の良い山地や松林地帯なども見られたことも合わせて理想的だったのであろう。滑走路、飛行機を隠した掩体壕、誘導路、地下壕、航空本部などの飛行場の構成施設群は、秘匿というその性質上、3km四方約800haという広い範囲に分散配置された。建設工事は昭和19年の秋頃から始まり、終戦の日まで継続されたが、終戦直前の検査のために使用された程度で実際には使用されなかったと考えられる。

これらの多くの施設はすでに取り壊されていたが、南アルプス市教育委員会文化財課は、全容を明らかにして戦争の記憶を次世代へつなげるべく、残存する遺構や聞き取り調査などに着手した。平成17年度(2005年度)、残存する遺構のうちの掩体号1基と滑走路の一部について発掘調査を実施した。この際、発掘調査を実施した3号掩体号については、平成20年(2008)4月17日に南アルプス市指定文化財の指定を受けている。

Mar. 2018 「存在価値」から考える埋蔵文化財(遺跡)に関する行政的な取り組みについて

現在、3号掩体号については、現地において保存がなされ、説明板も併置されており【写真6】、他の戦争遺跡も含めて、総合的な学習の時間で、市内の小学生児童がロタコ見学を行うなどして活用がなされている他、冊子などによる普及啓発に取り組んでいる。

このように、南アルプス市の事例においても、河内長野市と同様に、まずその「存在」を「残す」という措置を取った上で、そのことを人々の「記憶にとどめ、学ぶ」べく、教育的観点での活用や普及啓発活動を展開するといった構図が看取された¹²⁾。

Ⅳ まとめ

以上のように、実際に地方公共団体(行政)における文化財担当部署が、埋蔵文化財(遺跡)の価値をその「存在」に見出しながら、どのような行政展開を行っているのかについて考察を加えるべく、大阪府河内長野市の事例を中心に整理し、そのことを再確認すべく山梨県南アルプス市の事例を取り上げた。

ここでは、埋蔵文化財(遺跡)の「存在」を何らかの形で「残すこと」と、啓発冊子への掲載や教育的観点での活用などの手法により「記憶にとどめること」・「学ぶこと」を主たるミッションとして展開がなされていたことが明らかになった。

冒頭で記したように、このような内容の展開については、①地域においてどのような埋蔵文化財(遺跡)であるかが理解されていること、②その存在が地域において浸透していること、という2者の範囲における展開であると考えられるが、「存在」への意識の向上により適切な「利用」を生じさせ、適切な「利用」が活発になれば「存在」への意識がより向上するという相乗性の高まりを見出すことができれば、理想的な展開である¹³⁾とする観点からは、一方向のアプローチにとどまるものである。したがって、このような展開からは、様々なアクター(行為主体)による適切な「利用」を活発化させることは、

やや困難であると考えられる。

「存在価値」を損なうことなく、かつ、埋蔵文化財(遺跡)に損傷や消失などのリスクの見当たらない「利用」を活発化させるために、冒頭で記した、③様々なアクター(行為主体)が活用の可能性を感じることができるよう可能性を提示する、という実践的な理論の追求が不可欠であると考えられる¹⁴⁾。

今後も思考を継続させていきたい。

【付記】

本稿は平成29年度阪南大学産業経済研究所助成研究の成果報告の一部である。

注

- 1) 文化庁によれば、「埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡といわれている場所)のことです。埋蔵文化財の存在が知られている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)は全国で約46万カ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われています」と説明がなされている。この説明に依拠し、本稿では「埋蔵文化財(遺跡)」と表記する。
文化庁HP「埋蔵文化財とは」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html> (2017.11.09.アクセス)
- 2) 拙稿「埋蔵文化財(遺跡)の活用における地方公共団体(行政)の役割への考察—文化財の「存在」と「利用」という2者の思考に着目して—」『日本観光研究学会第32回全国大会研究発表論文』, 2017年。
なお、本稿については、2017年11月10日に入稿しているが、ここで引用した論考については、2017年10月16日に掲載が決定し、12月3日に開催される日本観光研究学会第32回全国大会において発表予定である。
- 3) 前掲注2)
- 4) 河内長野市「大師山古墳」『図説河内長野市史』, 2010年, 20ページ。
- 5) 河内長野市教育委員会・河内長野市遺跡調査会『河内長野市遺跡調査報告XV 大日寺遺跡』, 2001年, 82・83ページ。
- 6) 河内長野市教育委員会「第3章知ってる河内長野の古墳」『シリーズ 河内長野の遺跡2 大師山古墳・三日市遺跡—700~1300年前の河内長野市—』, 2008年, 28ページ。
- 7) 三日市古墳群10号墳に設置されている説明板の記述より引用した。
- 8) 堅穴住居跡に設置されている説明板の記述より引

用した。

- 9) 河内長野市遺跡調査会『河内長野市遺跡調査会報 XIX 上原遺跡 塚穴古墳 上原土地区画整理に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』, 1998年, 38ページ。
- 10) 料金・所要時間などについては河内長野市のホームページを参考に記載した。
河内長野市HP「ふるさと歴史学習館 体験メニュー」
<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/kakuka/kyousha/history-hp/index.htm>
(2017.11.09.アクセス)
- 11) 戦争遺跡であるロタコについては, 南アルプス市において実施した現地調査の際に, 南アルプス市教育委員会文化財課の田中大輔氏よりご教示いただいた。(2017.06.16.現地調査実施)
- 12) このような展開は大阪府河内長野市や山梨県南アルプス市に限らず, 全国各地の文化財行政に見られる展開で, 文化財行政において不可欠な取り組みであると考えられる。
- 13) 前掲注2)
- 14) 前掲注12)に記した内容からも明らかなように, 本稿は, 河内長野市に見られる取り組みを否定するものではない。外国人観光客の増加や各地で活発化する観光まちづくりへの取り組みなどを背景に, 文化庁が文化財保護を「活用」という観点で捉え直すための議論を進めている状況などから, 様々なアクター(行為主体)における埋蔵文化財(遺跡)を含む文化財の適切な利用についての実践的理論の構築が必要であるとの問題意識により, これまで以上の取り組みや方向性を追求しようとするものである。

(2017年11月24日掲載決定)